

桑名市成年後見制度推進シンポジウム

**～認知症になっても、障がいがあっても
いつまでも地域で暮らすために～**

日時：平成27年1月31日（土） 13：30～15：45

会場：桑名市民会館 小ホール

主催：桑名市、社会福祉法人桑名市社会福祉協議会

後援：三重県、社会福祉法人三重県社会福祉協議会

三重弁護士会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート三重支部

一般社団法人三重県社会福祉士会

13:30 開会あいさつ

桑名市長 伊藤徳宇

13:35 基調講演

『成年後見制度について』

熊田 均 氏

(弁護士、日弁連高齢者・障害者の権利に関する委員会委員長)

14:25 休憩

14:35 パネルディスカッション

『成年後見制度の活用でいつまでも地域で暮らしていくため

の支援について』

コーディネーター

貴島 日出見氏 (鈴鹿医療科学大学教授、三重県社会福祉士会会长)

コメントーター

熊田 均 氏 (弁護士、日弁連高齢者・障害者の権利に関する委員会委員長)

パネリスト

柴田 良彦 氏 (司法書士、リーガルサポート三重支部桑名地区幹事)

田邊 寿 氏 (伊賀市社会福祉協議会生活支援課長)

西村 健二 (桑名市中央地域包括支援センター社会福祉士)

15:45 閉会あいさつ

桑名市社会福祉協議会会长 山中啓圓

■基調講演

「成年後見制度について」

【講師】 熊田 均（くまだ ひとし）

弁護士

日本弁護士連合会 高齢者・障害者の権利に関する委員会委員長

愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会 選考委員会委員長

愛知県介護保険審査会会长代行

愛知労働局 労働関係紛争担当参与

田原市社会福祉協議会 田原市成年後見センター 運営委員会委員長

菰野町社会福祉協議会 法人後見委員会委員長

豊川市社会福祉協議会 豊川市成年後見支援センター運営委員会副委員長

いなべ市社会福祉協議会 法人後見委員会委員

伊賀地域福祉後見サポートセンター運営委員会委員長

特定非営利活動法人東濃成年後見センター副理事長

成年後見制度について ～概要と課題～

平成27年1月31日(土)／桑名市
弁護士 熊田 均
FAX(052)961-8624

私の立場

- 1 東海3県のいくつかの成年後見センター(支援センター)に関わっている立場から…法人後見・市民後見(社協型・NPO型・地域連携型・一般社団型)
- 2 日本弁護士連合会 高齢者・障害者の権利に関する委員会の委員長の立場から
- 3 専門職後見人等として20数件程度(現在の実働10数件)に就任している立場から

成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要がある場合があります。自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

(法務省パンフレットより)

3

今日お話する内容

- 1 成年後見制度の背景
- 2 成年後見制度の体系
- 3 成年後見制度の利用状況
- 4 ある消費者被害の実例
- 5 成年後見制度の課題
- 6 成年後見制度の受け皿について

成年後見制度の背景

～弁護士が法律相談の中で感じるもの～

①障がい者を支える親族の高齢化

②障がい者に対する消費者被害の増大

～施設から在宅へ

③障がい者福祉サービスが契約化されたことによる「判断能力の要求」と、それが困難な現実

5

成年後見制度の体系

法定後見……判断能力が衰えてからの
対処方法

- a 後見類型（重度の認知症）
- b 保佐類型（中度の認知症）
- c 補助類型（軽度の認知症）

任意後見……判断能力が衰える前からの
対処方法

後見制度を利用する場面

本人（女性）は重度の認知症で、物事の理解が全くできない状況です。配偶者が亡くなつて、配偶者名義の預金や土地の名義を本人に変えたいのですが、本人は理解できません。

→後見人を選任し、後見人が本人に代わつて、銀行の名義変更や司法書士に登記手続を依頼する。

7

保佐制度を利用する場面

本人（男性）は中度の認知症で、挨拶ぐらいはできるのですが、物事の理解はできません。この度、在宅生活が困難になり施設入所が決まりました。今後の費用の捻出のため、自宅を売却する必要がありますが、本人は理解できません。

→保佐人を選任し、保佐人が代理人となつて本人に代わり自宅を売却する。

8

補助制度を利用する場面

本人は、軽い認知症。スーパーやコンビニで日常生活品を買うことはできます。ただ、先日、訪問販売で30万円もする健康食品1年分を購入してしまいました。頼まれると断れず、今後またこのようなことがあつたら困ります。

→補助人を選任してもらい、特定の取引、例えば金20万円以上については、補助人に取消をしてもらう権限を付与する。

9

3つの類型の違い

手元の添付資料で説明します。

利用方法

1 申立

(被後見人が居住する場所を管轄する家庭裁判所)

2 受理・調査…調査官や書記官による調査

(鑑定により類型の決定)

3 裁判所による宣告

4 登記

そして活動開始！

11

成年後見人の業務内容

(1)財産管理

- ①就任直後 …「財産目録」「後見計画書」の作成
- ②日々の業務 … 財産の保全と管理、金銭出納など
(預貯金の管理、不動産の処分、遺産分割、賃貸借契約など)

(2)身上監護方法の決定

- 純粋な事実行為は行わない
(例:車いすを押す、オムツを交換するなど)

- ①入所契約・入院契約・アパート契約
(手術の同意権はない)
- ②施設等の入退所、処遇の監視・異議申立等に関する事項

成年後見人の義務

「本人の意思の尊重義務」と
「本人の身上への配慮義務」

民法858条

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

13

成年後見人の義務の意味

(1)「本人の意思の尊重義務」

…本人の自己決定を尊重する

……………本人の自己決定重視

(2)「本人の身上への配慮義務」

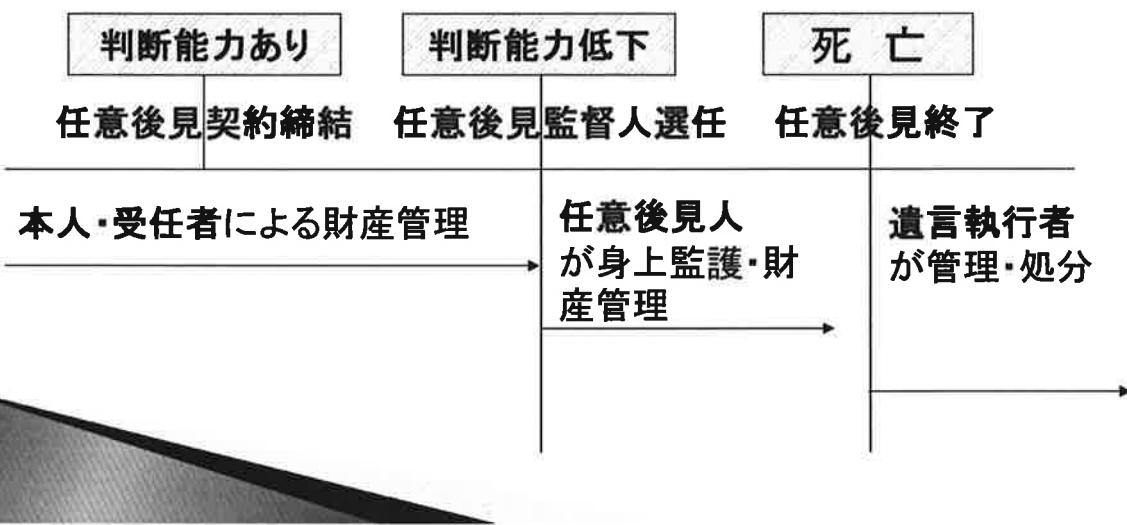
…本人の状況をふまえて後見人らが決定する。

……………権利擁護重視

⇒この相矛盾する両者のバランスの下
で活動を行っていく必要性

任意後見 (認知症になる前の対処方法)

- ① 任意後見契約(本人と任意後見人との委任契約)の締結
 - ・家庭裁判所による任意後見監督人の選任を停止条件とする公正証書による契約。
→適法かつ有効な契約の締結及びその確実な立証を確保するため。
- ② 任意後見監督人の選任
- ③ 任意後見監督人の監督事務など



15

(質問)成年後見制度はそれなりの財産がある人が使う制度ですか？①

(1) 平成12年の現制度の最初の頃はこのようなイメージがあったことは確かです。

…ここに行政はかかる必要はないとのイメージ

(2)しかし、

①契約一福祉サービスが契約になったことで「契約締結能力」のない認知症・障がい者の人はどうするのか?
身体的虐待を受けている人が入所するためには?
…ケアマネ契約、入所契約

②預貯金－本人の意思確認が厳しくなる中で、意思確認が表明できない認知症・障がい者の人はどうするのか?

…相続人になった場合、銀行預金の出し入れ

(質問)成年後見制度はそれなりの財産がある人が使う制度ですか？②

③年金－認知症高齢者・障がい者が、その年金の管理ができず、在宅生活ができなくなってしまったらどうするのか？

…大きな預金ではなく年金管理だけのために

④消費者被害－例えば、第三者にそそのかされて年金担保融資をさせられた認知症高齢者・障がい者の救済はどうするのか？

⑤虐待－家族や第三者が認知症高齢者・障がい者の年金を管理してしまって本人が福祉サービスを使えない場合、どうするのか？

…経済的虐待対応

17

財産のある人だけの制度ではなく、

高齢者や障がい者の
「生活支援」のための制度である

→ そうであれば、地域や行政
がかかわることも必要

(質問)今まで成年後見制度を使わずに地域で何とかやってこれたのですが…?

1. コンプライアンス社会となってきていること
 - …判断能力のない人とは「契約」しない?
 - …福祉サービス契約・銀行からの出入金
2. 核家族化・少子化に加え、必要と思われる人の絶対数が増えてきていること
 - …後見爆発社会の到来の予感
 - …準備が必要?

19

成年後見制度の利用状況① (平成25年1月～12月のデータ)

- ①件数(総数－34, 548件)(任意後見－716件)
～後見28,040件・保佐4,510件・補助1,282件
- ②審理期間－申立から決定まで2ヶ月以内約80%
- ③申立人－親族が85%強、市町村長申立が全国で5,046件
- ④利用者の性別・年齢－男性4割、女性6割
男性－80歳以上35%, 70代24%
女性－80歳以上63%, 70代20 %
→毎年、高齢化が進む

成年後見制度の利用状況② (平成25年1月～12月のデータ)

- ⑤申立の動機ー・財産管理処分 28,108件
 - ・不動産処分 6,649件
 - ・介護保険契約 12,162件
 - ・身上監護のため 7,997件
 - ・訴訟手続 1,845件
- ⑥鑑定ー・鑑定省略9割弱・鑑定期間1ヶ月以内が6割弱
 - ・鑑定費用5万円以下67%、5～10万円30%
- ⑦後見人等ー親族42.2%、第三者57.8%(内訳:弁護士3割、司法書士4割弱、社会福祉士3割弱)

21

平成25年の統計から見た傾向

- (1)わずかではあるが、申立件数は減った
- (2)鑑定割合が少し増えた
- (3)第三者後見率がますます進んだ
- (4)平成25年12月末日の累計的な利用者実数は、17万6564件

第三者後見に関する 全国と東海3県の統計

(1)全国統計 (単位 %)

	第三者 後見人 選任率	弁護士	司法 書士	社会 福祉士	社会 福祉 協議会	税理士	行政 書士	精神 保健 福祉士	市民 後見人	その他 法人	その他 個人
全国	57.8	17.6	21.9	10.0	1.7	0.2	2.6	0.1	0.5	2.9	0.4
名古屋	47.2				1.1				0.2	6.5	
津	62.0				4.8				0.5	0.2	
岐阜	50.4				0.7				0.0	11.0	

23

ある高齢者の事例①

子どももいなく、会社を退職してからもデパート等でウインドウショッピングをするのが好き。

そこで知り合った店員に優しくされて、一緒に買い物に行くようになった。

ある高齢者の事例②

一定の財産はあるが、一人住まいでの老後が不安。銀行に預けていても利息はつかないし。

…投資を勧められたが…

25

障がい者のための成年後見制度利用例

- 1 親族が年金を管理しているが、福祉サービスの利用料が支払われない?
→本人の年金を管理する人(後見人等)を選任してもらい、管理を親族から後見人等に移す。
- 2 消費者被害に度々あう。過去の被害も回復したい
→後見人等を選任してもらい、これらの取引を取り消す。そして後見人等が本人に代わって訴訟を提起する。
- 3 親族が本人に身体的虐待を行っているようだ。
→障害者虐待防止法をふまえて、後見の申立等を行い、第三者が後見人となり、親族との分離を踏まえて施設入所を行う。年金は後見人等が管理して、費用を支払う。

成年後見制度の現状の評価①

1 年々、新規申立数は増加し、年間3万5000件となり利用は確実に広がりつつある。
(平成12年は9,000件弱であった)

2 しかし、利用予定者(予備軍?)は
①認知症高齢者 280万人 + α
②知的障がい者 55万人弱
③精神障がい者 323万人強
と思われるのに…利用者は少ない?

27

成年後見制度の現状の評価②

3 例えば、ドイツとの比較をすると
4 何故か?・法務省の分析…
(1)制度の周知不足
(2)費用・後見報酬等の負担が困難
(3)欠格条項の適用を避けたい
(4)親族等の援助により、特段の必要性を感じない
(5)親族間の意見が一致しない

課題を通してみる現状

- 障害者権利条約12条に基づく見直し
- 成年後見人等の権限の見直し
- 「意思決定支援」の仕組みと成年後見制度
- 親族後見人の支援のあり方
- 家裁の成年後見監督のあり方
- 行政による後見人の相談・支援機関の設置
- 成年後見人等の担い手の確保
- 市町村長申立制度の抜本的強化
- 後見報酬助成制度の必須事業化と対象拡大
- 後見類型が異常に高率であること

29

(ホットな話題)

障害者の権利条約と成年後見制度について

1 昨年12月に国会が議決し、本年2月に「障害者の権利条約」が日本において効力を持つことになった。

- ・ 障害者基本法の改正・障害者差別解消法の制定等準備はされたのだが…

2 しかし、成年後見制度関連は未整備

- (1)行為能力制限について
- (2)代理・代行権限について
- (3)必要性の司法による定期審査等

(質問)成年後見制度が必要なことは理解しました。
しかし、今の制度に弊害はないのですか？

デメリットはあります。

障害者権利条約との関係でもいわれていること

- ①いったん利用するとやめることができません。
- ②必要性や補充性は念頭に置きません。
- ③いくつかの欠格条項もあります。

しかし、一部不完全な部分があっても利用しなければならない場面があります。

→利用する関係者がその不完全な部分を知った上で「利用」の際に支援方法で工夫することで、相当程度解決できますし、しなければなりません。

31

地域で、まず、考えること

第1 受け皿に向けて

第2 地域での中核組織の位置づけ

成年後見制度の必要性の認識

- 1 対象者は、現状でも、将来的にみても、必要な人は多数に及ぶことは確か
- 2 地元で暮らす住民の多数にとって、「不応なし」に考えざるを得ない制度であることは確かに～現状の法制度がそのままでいいかはともかくとして

33

第1 受け皿論～だれが担うか

親族

専門職

法人

市民

—親族後見の限界—

●後見人のなり手の問題

～家族後見から第三者後見へ

- ①少子化…子どもがいない
- ②核家族化…子どもが近くにいない
- ③高齢化…高齢独居世帯、高齢夫婦世帯の増加
 - 家族・親族では支えきれない現状
 - ⇒家族・親族が後見人になった場合の「不祥事」事案の増加？適格性のある第三者の方が安全？との裁判所の考え方がある？



35

—専門職後見の限界—

(1)専門職後見人は、増加している。成年後見の受け皿として、今後とも役割は大きい。

(2)限界がある。

- ①専門職の偏在
- ②専門職はビジネス的な面が避けられないこと…報酬付与との関係で限界がある。
- ③困難事案(色々な要素が錯綜している?)・長期事案への対応

法人後見と市民後見 ～いま地域で検討されている受け皿～

- (1) 法人後見…社会福祉協議会やNPO法人等の中で適格性のある法人が後見人に就任する。法人が後見人になることについては、現行法上問題がない(民法843条4項はこれを前提としている)。
- (2) 市民後見…市民の方が後見制度等の研修を受け、知識・倫理観を取得した上で、全くの第三者の後見人に就任する。後見人になるための法的な基礎資格はない(民法843条4項は、「後見人の職業、経歴、利害関係、被後見人の意見等を考慮の上」選任すると規定する)。

37

法人後見の現在の類型

- 1 社協型 …(メリット)信頼度・破綻しない組織
 …地方にいけばいくほど利益相反がついて回る
- 2 NPO型 …(メリット)設立が容易
 …千差万別です
- 3 当事者型 …各種親の会等
 …(メリット)当事者に対する理解が深い
 …親の思いがベストインタレストとは言えない?
 …質の確保
- 4 専門職団体型 …士業が法人を設立して受任母体を作る

第2 地域の中核機関の設置

(1) 親族後見人は、今後とも一定数の割合を占めることは確実

★しかし、「これを支援する(相談する)機関がない」

→これが親族後見を減少させている原因にもなっている

(2) 申立をしたくても手続きが繁雑

→これが申立を躊躇させ、普及を遅らせている

39

中核組織の位置づけ

地域では、この中核組織を考えるべき。

機能としては、

前の(1)(2)の他、

①法人後見の受け皿機関として

②市民後見の養成・支援・監督機関として

⇒以上を合わせもつ中核機関の設計

ま と め～私見～

(1)「まあまあ」では済まない場面が増えていること
～判断能力がない人の各行為は、困難になってきています

コンプライアンス社会

(2)絶対数を考えること
～地域で暮らすかなりの人が否応なく必要になります

例外ではなく原則後見爆発社会

(3)自分のこととして捉えること
～人はかなりの確率で誰もが判断能力がない時期を迎えます。
今支えている人が、支えられる側になります

立場の交代可能性のある社会

41

Q 成年後見制度とはどのようなものですか？

A 成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方（ここでは「本人」といいます。）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、法定後見には後見、保佐、補助の3つの種類があります。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる方	本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市区町村長など		
後見人等に必ず与えられる権限	財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く。）	特定の事項（※1）についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く。）	
申立てにより与えられる権限（保佐人、補助人の場合）		特定の事項（※1）以外の事項についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く。）特定の法律行為（※3）についての代理権	特定の事項（※1）の一部についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く。）特定の法律行為（※3）についての代理権
制度を利用した場合の資格などの制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失う、選挙権を失うなど	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失うなど	

*4

※1 特定の事項とは、民法13条1項にあげられている、借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意（了承）する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。

※3 民法13条1項にあげられている同意を要する行為に限定されません。

任意後見制度（契約による後見制度）は、本人に判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になることに備え、公正証書を作成して任意後見契約を結び、任意後見受任者を選んでおくものです。本人の判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。

* 4 H.26年 改正

■パネルディスカッション

「成年後見制度の活用でいつまでも地域で暮らしていくための支援について」

【コーディネーター】

貴島 日出見（きじま ひでみ）

鈴鹿医療科学大学保健衛生学部教授、保健衛生学部医療福祉学科長

社会福祉士、一般社団法人三重県社会福祉士会会长

桑名市社会福祉協議会法人後見運営委員会委員長

【コメンテーター】

熊田 均（くまだ ひとし）

弁護士

日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会委員長

【パネリスト】

柴田 良彦（しばた よしひこ）

司法書士、土地家屋調査士、行政書士

三重県司法書士会 総務部長

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート三重支部桑員地区幹事

桑名市社会福祉協議会法人後見運営委員会委員

田邊 寿（たなべ ひさし）

社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会 地域福祉部生活支援課長

社会福祉士、全国権利擁護支援ネットワーク副代表

日本社会福祉士会権利擁護センターばあとなあ成年後見委員会委員

三重県社会福祉士会ばあとなあみえ運営委員

西村 健二（にしむら けんじ）

桑名市中央地域包括支援センター社会福祉士、精神保健福祉士

東海医療福祉専門学校非常勤講師、三重県地域ケア会議活動支援アドバイザー

桑名市成年後見制度利用支援事業審査会事務局員

桑名市社会福祉協議会法人後見運営委員会事務局員

2015年1月31日
桑名市成年後見制度推進シンポジウム
(桑名市民会館)

成年後見制度の活用でいつまでも地域で
暮らしていくための支援について



桑名市保健福祉部介護・高齢福祉課
中央地域包括支援センター
社会福祉士 西村 健二

桑名市 ゆめ はまちゃん (ゆるキャラグランプリ2014 三重県内第1位)

1

桑名市成年後見制度推進シンポジウム

地域包括支援センターと社会福祉士の役割



六華苑（旧諸戸清六邸）

KUWANA CENTRAL COMMUNITY SUPPORT CENTER

地域包括支援センターってなんだろう

- ・ 地域包括支援センターは、「高齢者の総合相談窓口」です
- ・ 高齢者に関する医療、保健、福祉、介護などの相談を受けています
- ・ 幅広い相談に対応するため、

- ①保健師・看護師
- ②ケアマネジャー
- ③社会福祉士



などの専門職が配置されています

3

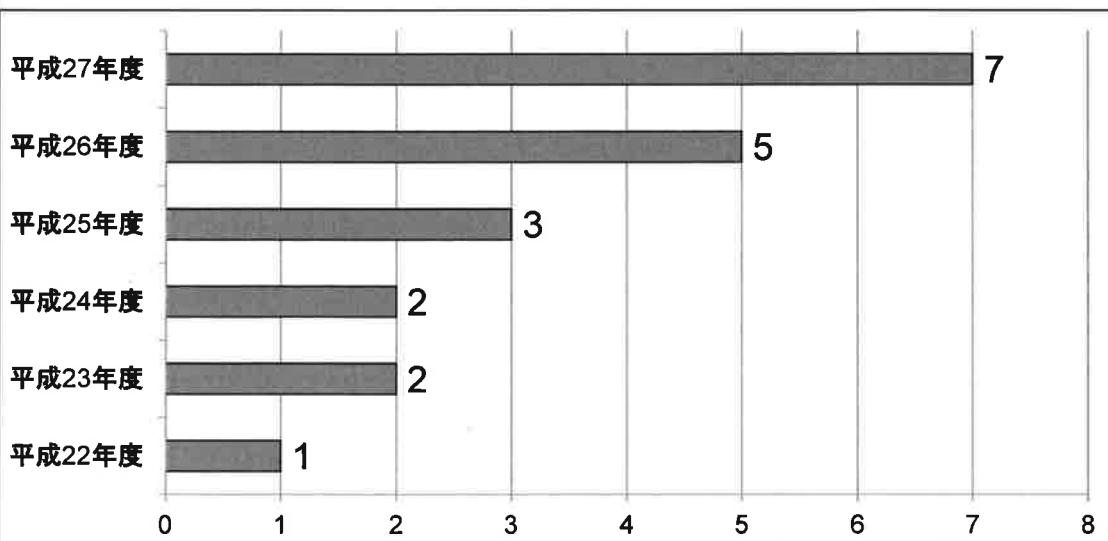
「社会福祉士」ってなんだろう

- ・ 介護福祉士は「介護」の専門職
- ・ 社会福祉士は「相談」の専門職



○桑名市役所内の社会福祉士数の推移

(単位：人)



平成27年1月25日現在、正規職員5人の他、県派遣職員1人・嘱託職員1人が配属されている。
平成27年度は採用予定の2人を加えたもの。

4

「相談」援助技術という専門性



悩みの原因を明らかにする段階

明らかになった問題を解決に導く段階

① 相談を受ける

② じっくり話を聞く

③ 悩みの原因となっている問題を整理

④ 課題解決のための目標を決める

⑤ 目標達成のための具体策を検討する

⑥ 具体策の実施・制度や専門職へのつなぎ

⑦ 解決

5

桑名市の概要



・ 人口	1 4 2, 8 1 5 人	(2014.9.30現在)
・ 高齢者人口	3 3, 9 0 4 人	
・ 高齢化率	2 3. 7 4 %	
・ 要介護認定者数	5, 4 0 1 人	
・ 認定率	1 5. 9 3 %	
・ 手帳交付者数		(2014.3.31現在)
身体障害者（児）	4, 5 9 7 人	
療育	8 4 5 人	
精神保健福祉	1, 0 9 4 人	



地域包括支援センターの職員配置



○地域包括支援センター職員配置数

(単位：人)

名称	担当地区	委託先	社会 福祉士	保健師 看護師	主任介護 支援専門員	その他 (事務員・ 相談員等)	兼務 専門職	合計
中央	全域	直営	1	1	1	8	6	17
東部	精義・立教・ 城東・修徳・大成	医療 法人	3	1	1	1	—	6
西部	桑部・在良・七和・ 久米・星見ヶ丘	社会福 祉法人	1	1	1	2	—	5
南部	日進・益世・城南	医療 法人	3	1	1	1	—	6
北部東	大和・深谷・長島	社協	2	2	1	1.5 (センター 長兼務)	—	6.5
北部西	大山田・藤が丘・ 多度	社協	2	1	1	1.5 (センター 長兼務)	—	5.5
合 計			12	7	6	15	6	46

(平成27年1月20日現在) ⁷

地域包括支援センターの概要

- 6か所の地域包括支援センターがあります
- 5か所は医療法人、社会福祉法人、社会福祉協議会へ委託して運営
- 小学校区ごとに担当センターが決まっています（相談対象となる高齢者の住所が置かれている小学校区となります）
- 中央地域包括支援センターのみは、桑名市直営で、担当地域を持っていません
- 中央地域包括支援センターには、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士なども配置

地域包括支援センターにおける社会福祉士の役割



- ①福祉現場の仕事「困難事例の専門担当」
- 委託包括へのアドバイス・直接支援、老人福祉法（成年後見市長申立て・措置入所など）、高齢者虐待防止法関連業務などの「権利擁護事業」
- 具体的には、高齢者虐待対応、成年後見制度申立て支援、多重債務・債務整理、消費生活被害、経済的困窮、生活保護、養護者支援など
- 権利擁護は高齢者の「尊厳」を守る仕事
- ②福祉施策の仕事「地域包括ケアシステム構築のための政策立案」
- 具体的には、地域課題の把握と解決策の検討、各種事業の新規実施・運営、介護保険法改正に伴う新制度の検討など

9

桑名市成年後見制度推進シンポジウム

桑名市における成年後見制度の概況

東京ディズニーランドの
ウエスタンリバー鉄道と
同じ線路幅（762mm）です



日本一長いナローゲージ路線 北勢線

KUWANA CENTRAL COMMUNITY SUPPORT CENTER

成年後見制度の申立て

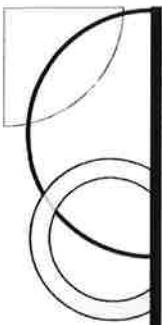


- ・桑名市在住の方は、津家庭裁判所四日市支部（四日市市三栄町1-22、家事受付係059-352-7185）へ申立てを行います
- ・申立てができる方
- ・民法：本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、保佐人、補助人、未成年後見人、後見監督人、保佐監督人、補助監督人、未成年後見監督人、検察官
- ・任意後見法：任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人
- ・老人福祉法・知的障害者福祉法・精神保健福祉法：市長村長

11

成年後見制度利用の流れ





ご存知ですか？実は・・・

- ・桑名市って、
「権利擁護先進地」 なんです！！
- ・高齢者虐待防止・対応
- ・成年後見制度の利用支援
- ・経済的困窮事例などの困難事例対応
- ・厚生労働省ホームページでの「法福連携」紹介
- ・などなど、権利擁護に一生懸命！
- ・権利擁護の強みは桑名市のブランド



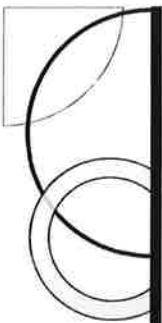
13



桑名市の困難事例対応の強み

- ・平成23年4月より三重県高齢者虐待防止チームに委員派遣
- ・平成23年9月、宮城県東松島市役所へ社会福祉士災害派遣
- ・平成23年7月、国際会議（アジア・太平洋ソーシャルワーク会議）で経済的困窮事例への対応方法に関するレポートを発表
- ・平成23年12月、三重県地域医学研究会で経済的困窮事例への対応方法に関するレポートを発表
- ・平成24年1月、三重県公衆衛生学会で経済的困窮事例への対応方法に関するレポートを発表
- ・平成24年6月、三重県に高齢者虐待対応の講師派遣
- ・平成24年10月、愛知県に経済的困窮事例対応の講師派遣
- ・平成25年11月、全国でも珍しい困難事例要因調査を実施
- ・平成26年1月、困難事例要因調査に関する報告書発行
- ・平成26年7月、日本社会福祉士学会で困難事例要因調査に関するレポートを発表
- ・平成27年1月、尾鷲市に高齢者虐待対応の講師派遣
- ・高齢者虐待対応について県内他市町より相談多数





桑名市の成年後見制度の強み①

- ・ 県内市町長申立ての約1割が桑名市
- ・ 県内他市町から市長申立てに関する質問が多数
- ・ 虐待事例において審判前の財産保全処分も活用
- ・ 法テラスの民事法律扶助も活用
- ・ 本人・親族申立てについて、地域包括支援センターが充実のサポートを実施
- ・ 平成24年12月、『成年後見制度相談マニュアル』策定。平成26年1月、桑名市事務改善奨励表彰
- ・ 平成26年5月、桑名市社会福祉協議会法人後見運営委員会を設置。同年11月には初めて法人後見を受任
法人後見は県内30社協中、21社協は未実施

15



桑名市の成年後見制度の強み②

- ・ 桑名市発祥の「法福連携」が全国で注目されています。
- ・ 「法福連携」は法律専門職と福祉専門職が緊密な連携をいいます
- ・ 平成25年1月、第1回「法福連携」研修会開催、68名参加。第2回は86名。平成27年2月12日（木）に第3回研修会開催予定。
- ・ 平成25年9月、「法福連携」のレポートが三重県地方自治研究集会で優秀賞受賞
- ・ 平成26年6月、「法福連携」に関する取り組みが厚生労働省ホームページで紹介
- ・ 平成26年6月、法務専門職向け認知症サポーター養成講座開催
- ・ 平成26年10月、「法福連携」のレポートが地方自治研究全国集会で地方自治研究賞受賞（日本一です！）
- ・ 平成26年12月、日本経営協会で「法福連携」に関する研修会開催
- ・ 平成26年12月、第1回桑名市「法福連携」懇談会開催。弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、税理士などの有志が参加

桑名市における成年後見制度の概況①

○三重県内の市町長申立件数

年	県内市町長 申立件数	桑名市長 申立件数	桑名市 の割合
平成26年	—	10 件	—
平成25年	60 件	5 件	8.3%
平成24年	46 件	5 件	10.9%
平成23年	48 件	5 件	10.4%

※裁判所は「年」（1～12月）単位で集計。最高裁判所事務総局家庭局『成年後見関係事件の概況』各年度「市区町村長申立件数」より

（参考）三重県に占める桑名市の人口割合7.7%（平成26年12月1日現在）

17

桑名市における成年後見制度の概況②

○桑名市長申立件数（高齢者を対象としたものに限る）

年度	支援件数	市長申立て	本人・親族 申立て支援
平成26年度	—	7 件	—
平成25年度	23 件	4 件	17 件
平成24年度	21 件	7 件	14 件
平成23年度	—	5 件	未集計

（平成27年1月30日現在）



桑名市における成年後見制度の概況③

○桑名市長申立ての受任者内訳（高齢者を対象としたものに限る）

年度	申立件数	候補者			
		弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会
平成26年度	7 件	2件	1件	3件	1件
平成25年度	4 件	—	2件	2件	—
平成24年度	7 件	3件	3件	1件	—
平成23年度	5 件	—	3件	2件	—

(平成27年1月30日現在)



桑名市役所

社協法人後見
スタート！



19

桑名市の課題と今後の施策



- ①成年後見制度の周知を徹底する必要があります
⇒成年後見サポートセンターを設置し、
積極的に普及啓発します
⇒市のふれあいトークの他、社協も出前講座実施を検討
- ②成年後見制度利用者の増加とともに、
後見人等の受け手を増やす必要があります
⇒受けてとなる専門職との「法福連携」をますますの充実
⇒市民後見人養成にも取り組もうと考えています
- 桑名市は現状と今後の地域における課題を検討し、それを解決すべく積極的な施策・事業展開を行っています。
- これは、地域包括ケアシステム構築に向けた重要な取り組みのひとつです
- しかし、市民のみなさま、専門職のみなさまとの連携なくして実現はできません。「オール桑名」で取り組みましょう！



地域包括ケアシステムとは

- 地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制

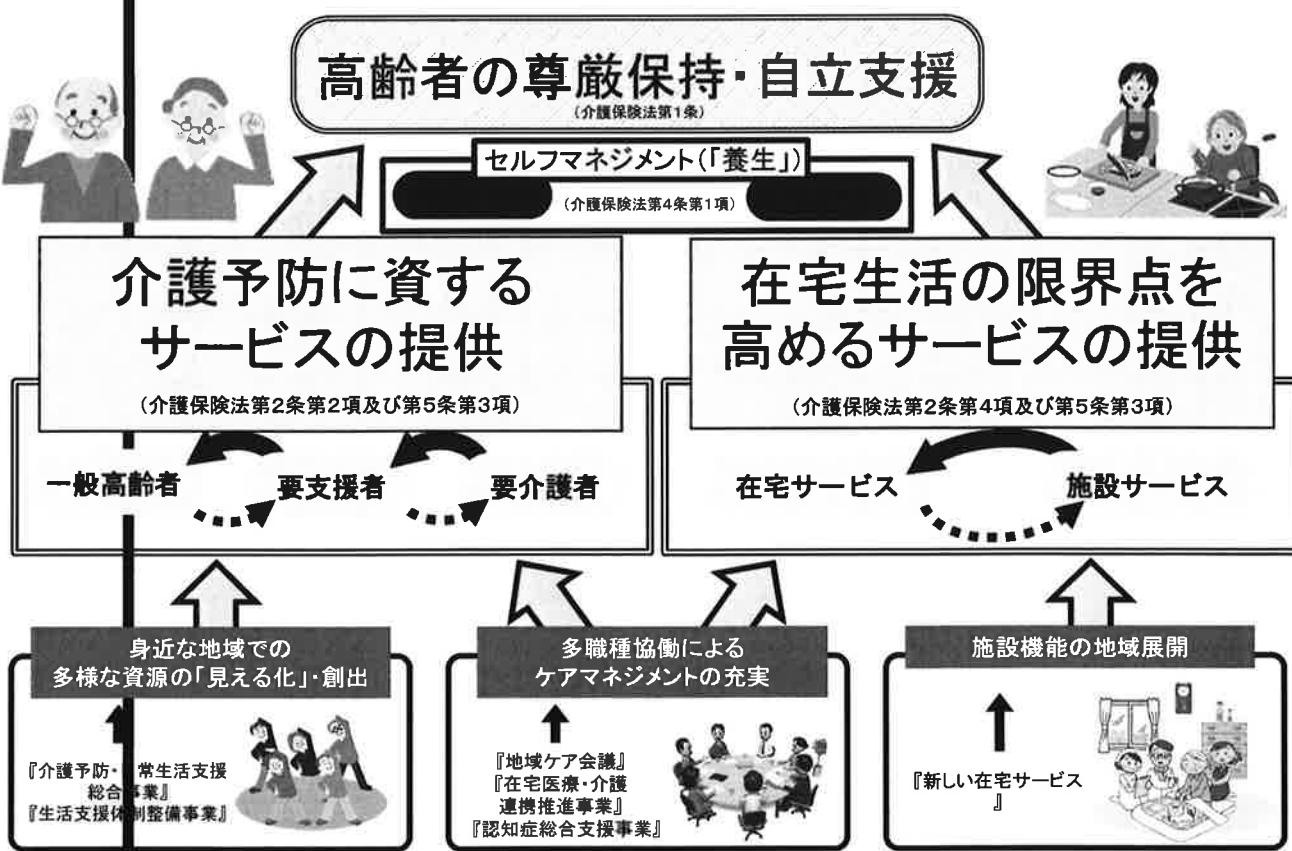
- (持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第4条第4項、2013.12)
- (地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条第1項、2014.6)



- 認知症になっても安心、障害があっても大丈夫！
- 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり、「**地域包括ケアシステム**」の構築を進めています。

21

「地域包括ケアシステム」の基本理念



「本物力こそ、桑名力」

桑名市では、認知症になっても、障害があっても住み慣れた地域で暮らすことのできるまちづくりを目指して「オール桑名」で取り組んでいます

地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みは、
桑名市の新たなブランドです
みんなで力を合わせてより良い桑名市を創りましょう

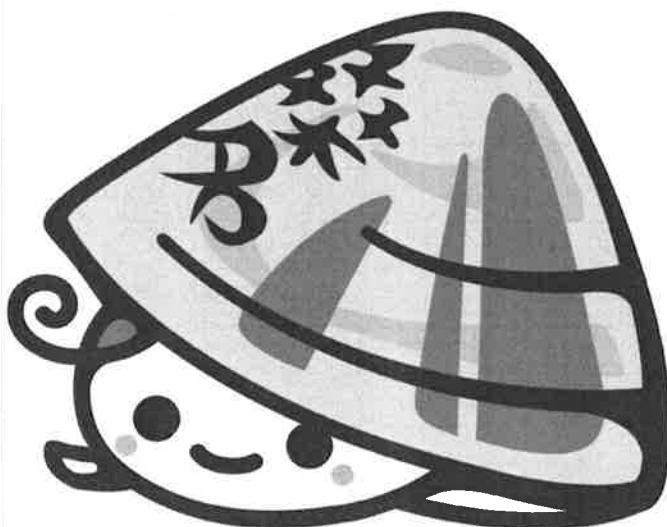


本物力こそ桑名力

伊藤徳宇市長（写真左）・田中謙一副市長（写真右）

23

ご清聴ありがとうございました



桑名市
KUWANA CITY

司法書士による 成年後見制度相談

日 時：毎月第1水曜日 9:00～12:00

1回1時間程度（事前申込が必要です）

会 場：桑名市社会福祉社会館2階（桑名市役所東隣）

費 用：無料

相談者：司法書士（地域包括支援センター職員も同席）

対 象：桑名市在住で65歳以上の方とそのご家族

開 催 日	
平成27年 2月 4日 (水)	9月 2日 (水)
3月 4日 (水)	10月 7日 (水)
4月 1日 (水)	11月 4日 (水)
5月 13日 (水) *	12月 2日 (水)
6月 3日 (水)	平成28年 1月 6日 (水)
7月 1日 (水)	2月 3日 (水)
8月 5日 (水)	3月 2日 (水)

* 平成27年5月のみ第2水曜日に開催



お申し込み・お問い合わせ先

桑名市中央地域包括支援センター

TEL 24-5104

39 FAX 27-3273

パネルディスカッション

成年後見制度の活用でいつまでも 地域で暮らしていくための支援について」

平成27年1月31日

司法書士 柴田良彦

司法書士の業務

- 土地・建物等不動産の登記手続
相続・贈与・担保抹消の登記等
- 会社・法人の登記手続
会社設立・役員の変更登記等
- 供託手続

司法書士の業務

○裁判所に提出する書類の作成
　　成年後見申立書類の作成等

○検察庁に提出する書類の作成

3

司法書士の業務

○簡易裁判所における140万円
　　以下の訴訟代理
　　同範囲内での裁判外の示談手続

○成年後見人、その他財産管理人
　　の業務

○その他

4

公益社団法人成年後見 センター・リーガルサポート

組織について(全国)

司法書士

会員数 21, 606名

リーガルサポート

会員数 7, 243名

(2014年12月)

5

公益社団法人成年後見 センター・リーガルサポート

組織について(三重県)

三重県司法書士会

会員数 263名

リーガルサポート三重支部

会員数 88名

(2015年1月)

6

公益社団法人成年後見 センター・リーガルサポート

活動

(1)家庭裁判所に対して 後見人候補者名簿を提出

- ・ 研修制度
- ・ 会員の監督(業務報告)
- ・ 会員の業務支援

7

公益社団法人成年後見 センター・リーガルサポート

活動

(2)法人後見

(3)公益信託成年後見助成基金

8

公益社団法人成年後見 センター・リーガルサポート

活動

(4)後見制度の普及活動

(5)後見制度に対する提言

9

公益社団法人成年後見 センター・リーガルサポート

活動

(6)成年後見に関する相談会開催

(7)家庭裁判所との実務協議

10

親族後見人

専門職後見人

リーガルサポート三重支部

現在の後見人等就任数329件

(会員1名平均 3~4件)

(2014年3月)

11

親族後見人

専門職後見人

後見監督人

後見制度支援信託

12

親族後見人

専門職後見人

市民後見人

親族が担う後見から地域が担う後見へ

13

桑名市における司法書士の活動

無料相談会

14

桑名市内における司法書士の無料相談

名 称	相談日	時 間	場 所	主 催	問い合わせ先	予約の要否
成年後見 相談 (高齢者の方 が対象)	毎月第1水曜日	9:00～正午	桑名市 社会福祉会館	桑名市中央地域包括センター (介護・高齢福祉課) TEL 0594-24-5104	桑名市 市民相談室 TEL 0594-24-1188	要予約
相続・債務 相談	毎月第2木曜日	13:00～16:00	桑名市役所 北庁舎1階	桑名市 市民相談室	桑名市 市民相談室 TEL 0594-24-1188	要予約
登記・法律 相談	毎月第4土曜日 (12月のみ第3土曜 日)	9:00～正午 ※11:30受付終了	くわな メディアライブ 2階	桑名市 市民相談室	桑名市 市民相談室 TEL 0594-24-1188	予約不要



司法書士・土地家屋調査士による市民公開講座

予約不要

入場無料

定員 先着 30名

お気軽に
お越しください

知っておきたい！

講演会「相続・成年後見」と「土地の境界・不動産登記」

開催日時

平成27年2月15日（日）（13:15開場）

13:30～14:30 「相続・成年後見」 講師 三重県司法書士会会員

14:30～15:30 「土地の境界・不動産登記」

講師 三重県土地家屋調査士会会員

開催場所

員弁コミュニティプラザ 2F

いなべ市員弁町楚原940（員弁図書館の建物、駐車場あり）

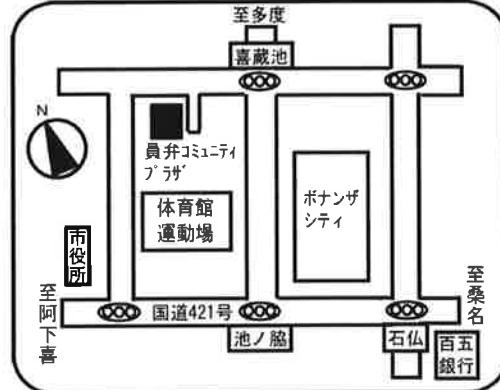
身近な法律問題である「相続」・「成年後見」・
「土地の境界」などについて、司法書士と
土地家屋調査士がわかりやすく解説します。

司法書士の主な業務内容

- ・相続、贈与、売買などの不動産登記
- ・成年後見申立、成年後見業務
- ・破産、任意整理など借金整理
- ・裁判所に提出する書類の作成
- ・簡易裁判所における訴訟手続 など

土地家屋調査士の主な業務内容

- ・土地の境界調査、測量
- ・不動産の表示に関する登記
(土地の地目変更登記、土地の分筆登記、
建物の新築、増築登記など)



※同時開催

予約不要・定員なし

司法書士・土地家屋調査士による

無料相談会

日時 2月15日（日）10:00～16:00

場所 員弁コミュニティプラザ 2F

主催
後援
問合せ先 三重県司法書士会桑員支部・三重県土地家屋調査士会桑員支部
いなべ市
三重県司法書士会 059-224-5171

成年後見制度の活用でいつまでも地域で 暮らしていくための支援について

平成27年1月31日
伊賀市社会福祉協議会 田邊 寿

伊賀市のデータ（平成26年12月末現在）

- ①人口95,730人
- ②世帯数39,330世帯
- ③高齢化率29.92%
- ④面積558.17km²



地域で安心して暮らせない

- ・人口減少・少子高齢社会
 - ・世帯の小規模化(全国1世帯当たり2.55人)
 - ・絆の弱体化(地縁・血縁・社縁)
 - ・個人情報保護(個人≠家族)
 - ・消費者トラブル、虐待事案の発生
- 等が背景であり、社会的支援、権利擁護を必要とする方は、ますます増加する

3

制度からもれる人は必ず発生する

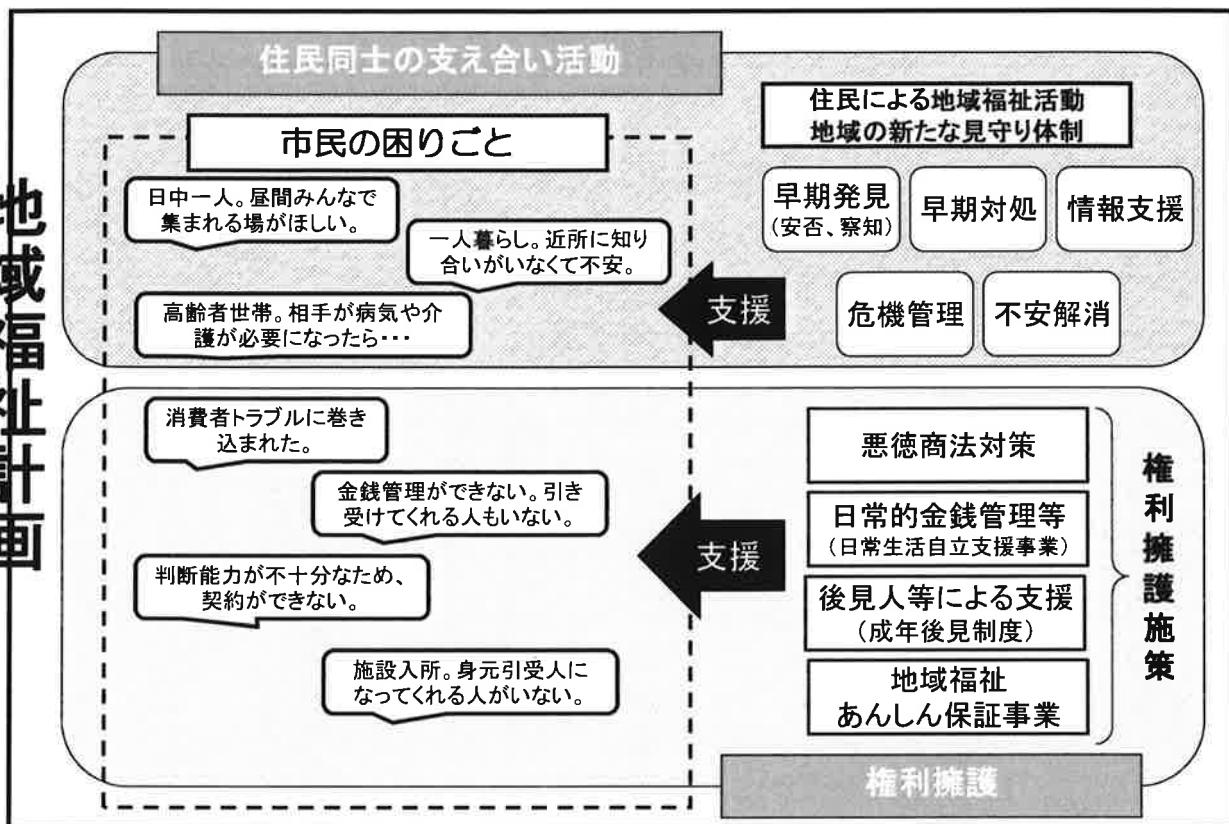
- ・本人の困りごとの中には、本人だけでは解決の難しいトラブルも含まれる可能性が高い。
- ・しかし、制度対応には、必ず限界がある。
- ・また、困りごとの中には、将来背負う可能性のあるリスク・不安が含まれている場合もある。

例えば、判断能力の低下、家族の喪失、傷病、失業、債務、消費者トラブルなどなど。放置するとより複雑化する。

→相談・権利擁護支援の中で、制度利用だけにとどまらない対応が求められる。

住民同士の支え合い活動と権利擁護施策

地域福祉計画



成年後見制度と社会福祉協議会との関わり

- ①相談
- ②調整(コーディネート、サポート)
- ③市民後見人の養成・支援
- ④受任

→組み合わせ方はさまざま

社会福祉協議会という固有性の活用

伊賀における取り組み

- ・伊賀地域福祉後見サポートセンター

私のこれからは、私が決める。

成年後見制度の利用をお手伝いします。

伊賀地域福祉後見サポートセンター

- ・きめ細やかな福祉的な支援を必要とする人を対象とし、成年後見制度の利用支援を伊賀地域において行う「福祉後見サポートセンター」を開設。
- ・伊賀市・名張市より委託
- ・平成18年8月開設

福祉後見とは(広義)

「福祉後見」とは、福祉的ニーズに応える後見のあり方をめざすものであり、そのために成年後見人等ひとりに頼るのではなく、ネットワークで支えていく仕組みを地域に作り上げていこうとする考え方。

全国社会福祉協議会「地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の連携に関する研究モデル事業」報告書(H15)より

9

伊賀地域福祉後見サポートセンターとは

地域における成年後見制度の利用支援を目的として、
相談・助言、情報提供、後見人等の候補者の確保・養成、コーディネート、申立て手続き支援等により
成年後見制度の利用を促進するとともに、後見人業務の支援機能を持ったセンター

伊賀地域福祉後見サポートセンターの機能

①成年後見制度利用支援

(相談・助言、情報提供、市長申立支援等)

②福祉後見人材バンク

(市民後見人 当方では、福祉後見人)

③後見人サポート

(親族・専門職等後見人支援 後見人のつどい)

④啓発・研修

⑤法人後見支援

サポートセンターでは、法人後見受任をしていない。

11

福祉後見人とは

- ・社会貢献的な精神に基づき、後見等業務に取り組むことに意欲をもつ市民等を対象に研修を実施。
- ・修了者のうち、所定の経験を積み、審査を経た方を、「福祉後見人候補者」として当センターに登録し、家庭裁判所に対し、後見人等候補者として推薦。
- ・その結果、家庭裁判所によって後見人等となった方を、「福祉後見人」と称する。
- ・5件受任(後見2・保佐2・補助1)

福祉後見人(市民後見人)への期待

- ・すべての人が自らの問題として考えるために
- ・自立支援のためのネットワークづくり
(被後見人等とのコミュニケーション・意思尊重)
- ・近隣や地域諸団体、関係者等の連携

→市民ならではの後見活動を期待
行政が関与したサポート体制は不可欠

13

伊賀市社協における取り組み

- ・法人後見事業

社会福祉協議会が法人後見に取組む意義

「福祉後見サポートセンター」設立研究事業平成16年度報告書より

- ①公共性を活かす
- ②課題対応への先駆性を活かす
- ③ネットワークを活かす
- ④福祉コミュニティづくり

法人後見に取り組むことは、成年後見制度を利用し難い人々の権利擁護の第一歩であり、また、このような人々が抱える課題を地域社会と一緒に考えていく機会ともなります。

→社協としての経験や知識を地域に還元する

法人後見事業

当会事業として実施

後見 7件(別途3件終了)

保佐 6件(別途1件終了)

補助 1件(別途1件終了)

監督人 1件(福祉後見人)

累計 20件、現在 15件受任中

(平成26年12月末現在)

家庭裁判所より依頼があつた事件を検討

権利擁護支援を進めるために

これからの支援に関して

個人・家族・地域・社会等の変化の中で、権利擁護支援に取り組む姿勢と体制が重要

具体的には

- ・自己決定の尊重、意思決定支援
- ・制度は、一つの道具(ツール)であるが、万能ではない。
- ・あらかじめ準備できることもある。
例えば、いわゆる“老いじたく”

これから支援について

- ・市民参画の促進
- ・孤立化防止(相談支援体制、研修)
- ・行政等関係機関との連携・役割分担
- ・誰もが一人の市民である“地域”全体での協力体制を
→目指すは、地域ぐるみの支え合い助けあいを活かした「福祉でまちづくり」

おわりに

- ・地域の福祉課題は、地域にこそ解決の手だてがある
- ・住民が解決過程に参加することで、地域全体が住みやすくなる
- ・情報は、多く発信すれば多く入る
- ・市民や関係機関がつながることで大きな力を發揮する
- ・関係者は、地域福祉を進める調整役
- ・これからは「福祉でまちづくり」



私のこれからは、私が決める。

成年後見制度の利用をお手伝いします。

支援が必要な方が、判断能力が低下したときに有効なしくみとして、家庭裁判所を利用した「成年後見制度」があります。しかし、成年後見制度は、まだまだなじみがなく、広く使われているとは言えません。

伊賀地域福祉後見サポートセンターは、成年後見制度が使いやすくなることをめざして、利用についての相談・助言・情報提供、申立て手続き支援、福祉後見人（市民後見人）の養成などを行います。また、後見人等になられた方に対する相談支援の機能も併せ持ったセンターです。



対象となる方

支援を必要とされる方が、主に伊賀市・名張市在住の方ならどなたでもご利用いただけます。（ご本人、ご家族、関係機関等）

開設時間

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで
但し、祝日、年末年始は除きます。

費用

相談費用は無料です。
但し、申立て手続きのための実費経費、診断書・鑑定書作成料等は別途必要です。

実施にあたって

伊賀市、名張市、社会福祉協議会、
地域内の司法・福祉関係機関等と連携します。

内容

1 成年後見制度利用支援

成年後見制度を必要とする人や、申立てをしようとする人に対して、成年後見制度を利用しやすくするための支援を行います。

具体的には、

- ① 市民や関係機関からの相談及び助言
- ② 成年後見制度の申立て手続きについての支援
- ③ 市民や関係機関への権利擁護に関する情報提供

2 福祉後見人材バンク

地域で権利擁護活動に関心のある人に対して養成研修を行い、成年後見人等の候補者として登録できるようにします。

3 後見人サポート

成年後見人等になった人に対する支援として、後見人等が困った時に気軽に相談に応じます。

4 啓発・研修

5 法人後見支援

伊賀地域福祉後見サポートセンター

〒518-0869 三重県伊賀市上野中町 2976-1

上野ふれあいプラザ3階 伊賀市社会福祉協議会内

☎ 0595-21-9611 / FAX 0595-26-0002

E-mail : kouken@hanzou.or.jp

成年後見制度に関する相談窓口

○桑名市

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
介護・高齢福祉課	中央町2-37	24-1489	24-3133
障害福祉課	中央町2-37	24-1171	24-5812

○社会福祉協議会

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
桑名市社会福祉協議会 本所 地域福祉係	常盤町51	22-8218	23-5079

○地域包括支援センター

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	担当地区
中央地域包括支援センター	中央町2-37 (市役所1階)	24-5104	27-3273	全域
東部地域包括支援センター	内堀51	24-8080	23-6850	精義・立教・城東・修徳・大成
西部地域包括支援センター	西金井170	25-8660	25-8661	桑部・在良・七和・久米・星見ヶ丘
南部地域包括支援センター	江場776-5	25-1011	25-1155	日進・益世・城南
北部東地域包括支援センター	長島町松ヶ島66 (長島デイサービスセンター ほほえみ)	42-2119	41-0515	大和・新西方・深谷・長島
北部西地域包括支援センター	多度町多度1-1-1 (多度すこやかセンター)	49-2031	49-2533	筒尾・松ノ木・大山田・野田・藤が丘・陽だまりの丘・多度

○障害者総合相談支援センター

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
障害者総合相談支援センターそういん	寿町1-11	27-7188	24-6777
障害者総合相談支援センターくわな	寿町1-11	87-7490	87-7491